

# 重要事項説明書

## (居宅介護支援事業)

令和 年 月 日

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 中津在宅介護支援センター

# 中津居宅介護支援サービス重要事項説明書

【平成28年4月1日現在】

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0738) 54-1002 (月曜日～金曜日 8:30～17:30)

担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_ / 管理責任者 高尾 ひとみ

ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 中津居宅介護支援事業の概要

### (1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	中津在宅介護支援センター
所在地	和歌山県日高郡日高川町船津1664
事業所の指定番号	居宅介護支援事業(和歌山県 第3072100104号)
サービスを提供する 実施地域※	日高川町 ※他の地域の方でもご希望の方はご相談ください

### (2) 事業者の職員体制

管理者 1名

介護支援専門員 3名

### (3) 営業時間

午前8時30分～午後5時30分

※(土曜・日曜日・12月30日～1月3日は休業)

### (4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

## 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

#### ③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）及び要支援（1・2）と認定された場合  
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

■付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照ください。

#### 4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

【居宅介護支援利用料】

(1) 介護支援専門員取扱件数40件未満の場合

■要介護1・2 12,160円      ■要介護3・4・5 15,790円

(2) 加算を算定した場合

■初期加算 1ヶ月につき3,000円      ■退院・退所加算 1回につき6,000円

■入院時情報連携加算（Ⅰ） 1ヶ月につき2,000円

■入院時情報連携加算（Ⅱ） 1ヶ月につき1,000円

■特定事業所加算（Ⅲ） 1ヶ月につき3,000円

(2) 交通費

前項2の(1)のサービス提供地域にお住いの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費が必要です。

(3) 解約料

お客様は、いつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、3日までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、現金集金または銀行振込の中から選べます。

※他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出ください。

## 5. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の相談

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

### (2) その他の窓口

当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

■日高川町役場 健康福祉課 電話番号 (0738) 22-9041

■和歌山県国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談窓口 電話番号 (073) 427-4662

(受付時間：9:00～17:00 土・日・祝は除く)

## 6. 当法人の概要

法人種別	社会福祉法人 敬愛会
事業所	中津在宅介護支援センター
指定番号	和歌山県指定第3027100104号
事業内容	・居宅介護支援事業所（居宅ケアプラン作成）
法人事業	・訪問介護事業（ホームヘルプサービス） ・通所介護事業（デイサービス） ・短期入所生活介護事業（ショートステイサービス） ・介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム白寿苑・介護老人福祉施設白寿苑別館） ・在宅介護支援センター（日高川町委託事業） ・配食サービス（日高川町委託事業）

和歌山県日高郡日高川町船津1664

TEL (0738) 54-1002

FAX (0738) 54-0074

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解除する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この附属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

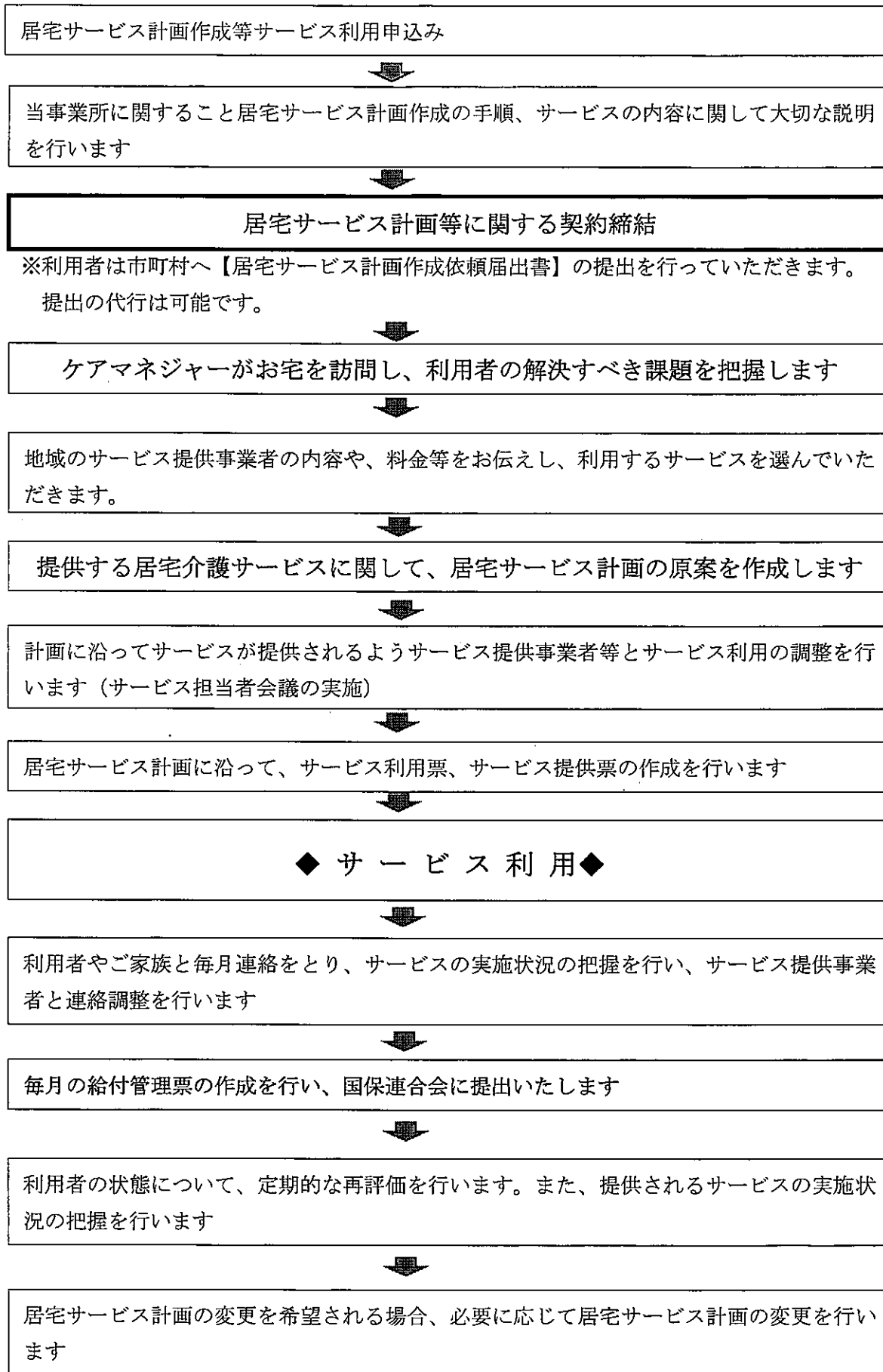
### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービス内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援サービス提供の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 和歌山県日高郡日高川町船津1664  
名称 社会福祉法人 敬愛会  
中津在宅介護支援センター 印

介護支援専門員

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受けました。

サービス利用者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(署名代行者) 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印